

令和元年10月 変わりました! クルマの税

(自家用乗用車に限る)

CHANGE



CAR TAX

※ 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、臨時的軽減措置が2021年3月31日までの6ヶ月間延長しました。

CHANGE 1

新車の「自動車税」が毎年減税!

年間最大4,500円減税!

(登録車に限る)

CHANGE 2

「自動車取得税」が廃止!
導入される「環境性能割」は
1%分軽減!

※2019年10月1日～2021年3月31日まで

クルマの減税は
こちらのアイコンが
目印です!



詳しくは

検索

<https://www.car-tax.go.jp>



経済産業省